

「中央区地域健康福祉推進協議会」
「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画」について

1 「中央区地域健康福祉推進協議会」について

(1) 目的（開催要綱第1条）

「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画」を推進し、必要に応じて次期の計画を策定するにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として開催されます。

- ① 計画の進行管理及び策定に関すること
- ② 地域健康福祉推進の方策に関すること
- ③ 計画の見直しに関すること
- ④ その他計画の推進に必要な事項に関すること

(2) 委員構成（開催要綱第2条）

委員20名以内となっており現在17名で構成。

(3) 委員任期（開催要綱第3条）

原則3年（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）

※委員の再任について、通算在任期間が6年を超えて再任することはできませんが、所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者、専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者については、6年を超えて再任することができます。

(4) 会議

定例会 年1回 / 臨時会 必要に応じて開催

2 「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画」について

(1) 計画策定の趣旨

- 少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化している中、一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化に加え、地域社会での人間関係の希薄化などによる、高齢者の孤独死、地域社会からの孤立、子育てに対する不安、児童や高齢者に対する虐待、ひきこもりなど、様々な社会問題が生じています。
- 個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化していることから、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。
- 地域における助け合い・支えあいの力を一層高め、地域福祉をより推進していくため、「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しています。

(2) 計画の位置づけ

○関係法令による位置づけ

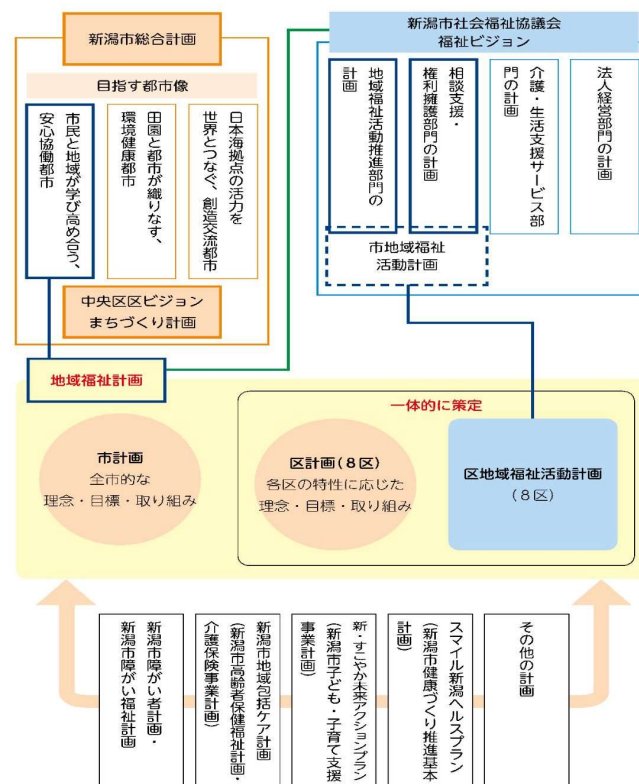
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられています。

○新潟市地域福祉計画について

新潟市地域福祉計画は、全市横断的な理念・目標を記載しており、区地域福祉計画を後押しする計画です。両計画を併せて、社会福祉法でいう地域福祉計画となります。

○地域福祉活動計画について

- ・地域福祉活動計画は、地域の福祉課題の解決支援のため、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあることから、一体的に策定しています。



(3) 計画期間と評価について

- 現在の計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間です。
- 本計画を円滑に実施するため、区と区社会福祉協議会が連携を図りながら、それぞれの役割を活かし、地域住民や団体、事業者と協働しながら、地域福祉の推進に取り組めます。
- 中央区地域健康福祉推進協議会を開催し、計画の進行管理の中で定期的に評価するとともに、社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

